

インボイス制度の実施中止を求める意見書について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和5年7月12日 提出

提出者 周南市議会議員 魚 永 智 行
中 村 富美子
渡 辺 君 枝

(別紙)

インボイス制度の実施中止を求める意見書

長期間に及んだコロナ禍や物価上昇、原材料等の価格高騰などで中小企業・小規模事業者が深刻な影響を受ける中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしており、不安と戸惑いが広がっている。

インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものである。

インボイスを発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生する。また、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けするためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性がある。

一方で現在、課税事業者であっても、支払い先の多くが免税事業者でその支払い先がインボイスを登録しない場合、仕入税額控除ができず、多額の税負担が発生する。その結果、廃業の増加や成長意欲の低下を招くなど、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがある。

さらに、制度の周知が不十分であるため、多くの混乱を招くことも懸念される。

多くの事業者は、事業継続や雇用維持に懸命に取り組んでおり、さらなる税負担、またインボイス制度への登録、経理変更等の煩雑な事務への対応は負担が大きく、制度実施は困難な状況である。

これらのことから、国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の実施を中止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月13日

山口県 周南市議会